

新規使用者募集事務等について（拡大業務を含む）

1 カロート整備業務（資材の買入・入替作業・廃棄等）

使用者から霊地返還等がなされた霊地について、新たな使用者が確定した際には、指定管理者は当該霊地に係るカロートの入替作業等を行うこととなる。この際、指定管理者は、入替作業に加え、あらかじめ入替に必要な資材の買入、撤去した資材の運搬処分等を行うことになるが、本整備業務については、付近の墓石等に影響を与えないように慎重に実施するとともに、新規使用者の観点から確実かつ丁寧に作業を行うこと。

現行のカロートの整備業務に係る費用・状況等は以下のとおりであるが、1年間当たり、その買入は50組程度、入替件数は50件程度、廃棄は50件程度と想定している（なお、当該想定とは異なる結果となる場合があることに留意すること。）。

委託料等に係る実績

【単位：円・税込】

	R2		R3		R4	
	組数・ 件数等	金額	組数・ 件数等	金額	組数・ 件数等	金額
買入	50	1,100,000	50	1,155,000	50	1,292,500
入替	47	1,034,000	52	1,144,000	50	1,100,000
廃棄	0	0	0	0	0	0
合計	97	2,134,000	102	2,299,000	100	2,392,500

2 新規使用者の募集事務

代行霊園については、原則として、毎年、新規使用者の募集を行っている。

指定管理者は、本市担当者と連絡調整を行った上で、こうした募集事務を行うこととするが、募集に当たっては、市民に対して公平かつ公正に実施する必要があることから、次のとおり実施すること。

○実施時期

毎年3月中旬頃から翌年3月上旬頃まで

なお、実施時期については、本市より指示する。

○ポスター

15,000枚

○チラシ

15,000枚

○募集方法

先着順にて受付を行う。

○その他事項

- ・上記ポスター、チラシについては、募集周知に使用する際の年間の使用目安です。他の手法を用いる場合は、同程度の効果が見込まれる数量等で計画すること。
- ・ポスター及びチラシについては、本市の指示により、各区役所等概ね40ヶ所に指定管理者の負担で送付すること。
- ・募集開始の広告は、新聞紙や地下鉄・バス内など市民の目に触れる効果的な手法を利用すること。また、指定管理者のHPやSNSを効果的に活用すること。
- ・ポスター、チラシの内容は本市の承認を得ること。
- ・広告の手法、実施時期の計画書を作成し、本市に提出の上、承認を得ること。